

# 公共下水道施設工事承認申請から施設移管までの流れ

藤井寺市下水道条例第41条に伴う、公共下水道施設工事承認申請から施設移管までの手続きは、下記のとおりです。

## 1. 公共下水道施設工事承認申請書（様式第23号）

- (1) 提出部数は2部
- (2) 申請者が作成する。(別添記入例を参照)

※ 市道占用の場合は、工事承認申請時に、道路占用許可申請書および道路使用許可申請書を提示して下さい。下水道課で確認印を押印しますので、直ちにまちとみどり保全課へ提出して下さい。

## 2. 公共下水道施設工事承認書（様式第25号）

- (1) 申請を受理して1週間までに市より申請者に工事承認書を交付します。
- (2) 公共汚水柵標示ピン(汚水柵設置個数分)を渡します。

※ 柵内部に滞水等の不具合が無いように施工をお願いします。

## 3. 公共下水道施設工事完了届（様式第27号）

- (1) 提出部数は1部
- (2) 申請者が作成する。(別添記入例を参照)
- (3) 平面図に出来形数値を記入する。(別添資料参照)

## 4. 竣工検査

- (1) 完成した公共下水道施設の竣工検査をします。(柵深さ、取付管延長等)
- (2) 公共汚水柵標示ピンは、検査までに必ず設置しておいて下さい。

## 5. 公共下水道施設工事検査合格書（様式第28号）

- (1) 現場検査合格後、市より申請者に合格書を交付します。

## 6. 公共下水道施設移管届（様式第29号）

- (1) 提出部数は1部
- (2) 申請者が作成する。(別添記入例を参照)
- (3) 市が交付する工事検査合格書と移管届を交換し、市が施設管理者となることで本件の完了となります。